

# 投票を忘れずに! 愛知県議会議員 一般選挙



## 選挙公報

候補者の氏名・経歴・政見等が掲載されている選挙公報は、新聞折り込み又は各家庭の郵便受け等に直接入れる方法により投票日の前日までにお届けします。

投票日  
4月7日(日)

投票時間  
午前7時～午後8時

### ■投票できる人

平成13年4月8日以前に生まれた日本国籍を有する人で、次の住所要件に該当する人が投票できます。

#### ◆安城市に住民票がある人

①昨年12月28日以前から投票日(又は期日前投票をする日)まで引き続き安城市に住民票がある人は、安城市で投票できます

#### ②昨年12月29日以降に安城市に転入

届を提出した人で、それ以前から県内の市町村に住民票があった人は旧住所地で投票できる場合があります。旧住所地の選挙管理委員会に問い合わせてください

#### ◆県内の他市町村に転出した人

安城市の選挙人名簿(※)に登録されている、かつ転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていない人は、安城市で投票できます。

(※)公職選挙法に基づき、選挙管理委員会が住民基本台帳に載っている人の中から資格のある人を登録します。住民基本台帳に載っていない人は、登録されないため投票できません。

### ■入場券は郵送します

入場券は、投票日の3日程度前までに世帯全員分のものを世帯主宛てに郵送します。入場券をなくした場合でも、投票所にある選挙人名簿で

確認できれば投票できます。

### ■投票は指定された投票所で

4月7日(日)の投票所は、入場券に記載されています。よく確認して、指定された投票所で投票してください。  
※市内で転居した人で、3月12日以降に転居届を提出した人は、転居前の住所地の投票所で投票してください。

### ■期日前投票はお早めに

投票日に予定のある人は、期日前投票ができます。入場券が届いている場合は、裏面の宣誓書に必要事項を記入してお持ちください。

#### ◆期日前投票のできる日時

3月30日(土)～4月6日(土)午前8時30分～午後8時

※4月6日(土)は大変混み合いますので、早めにお越しください。

#### ◆期日前投票のできる場所

市役所(北庁舎7階)、明祥支所、桜井支所、北部支所

※投票をする日に18歳になっていない人は、不在者投票ができます。

### ■こんな投票もできます

●代理投票 けがや病気等により字が書けない場合は、投票所の係員が代筆します。秘密は固く守られます  
●点字投票 目の不自由な人は、点

字で投票することができます

### ●不在者投票

病院、老人保健施設等に入院・入所中の人は、その施設で不在者投票ができる場合があります。早めに施設に確認してください。

また、一定程度の障害等級の人、要介護状態区分が「5」の人、市外に滞在中の人は、市選挙管理委員会に申請すれば、不在者投票ができる場合があります。郵送でのやりとりが必要になるため、早めに申請してください

### ■開票は市体育館で

投票日の午後9時10分から市体育館で行います。参観は自由です。  
※市HPに速報を掲載します。

### ■投票所となる施設は休館します

次の施設は、4月7日(日)は臨時休館します。

●施設名 桜井公民館・桜井児童センター、西部公民館、安祥公民館、東部公民館、明祥公民館・明祥児童センター、二本木公民館・二本木児童センター、中部公民館・中部児童センター、昭林公民館(ホール・音楽室のみ開館)、安祥閣、市民交流センター

### 問▼市選挙管理委員会

(行政課内)  
(☎71)2208